

# 供給者としての意識に基づく景観条例の住民評価

—長野県安曇野市を事例として—

Citizen's Evaluation of Landscape Ordinance Based on Consciousness of Supplier  
—A Case Study of Azumino-city, Nagano Prefecture—

長尾山音\*・井元智子\*\*

## 目 次

1. 研究の背景・目的	3. 集計結果および分析
2. 研究の概要	1) アンケート結果
1) 研究対象地について	2) 分析
2) 安曇野市の景観に関する取り組み	4. 考察
3) 調査方法	

### 1. 研究の背景・目的

1960年代中頃から農業・農村の価値を再認識したり、都市の過密化が進み都市部から農村部に人々が戻るUターン現象や田園回帰という動きがある(小田切, 2014)。移住者の増加に伴いスプロール現象<sup>1)</sup>や田園の減少が問題となったため(藤居ら, 2008), 1968年に都市計画法が改正され, 地方自治体が市街化調整区域を設定し, 無秩序な開発を制限できるようになった。それでも地域の景観に溶け込まない建築物が増加したため, 多数の地方自治体は独自に景観条例を定めた。景観法施行以前の景観条例は景観誘導型・違反取締型・開発抑制型の大きく3つに分類できるが, 大半が誘導型で占められていた。景観条例による規制を受け入れようという住民合意を形成するのが難しいためである(伊藤, 2006)。また1999年の地方自治法改正以前の同法2条3項18号<sup>2)</sup>の存在で, 法的根拠のない条例による土地利用規制に否定的な見解があったことも規制型の景観条例が少ない原因であると考えられる(北村, 2006)。2005年に施行された景観法は自主条例を景観法委任条例に移行し, 実効性を高めるものである(高崎経済大学地域政策研究センター編, 2014)。景観法の施行によりさらに多数の地方自治体が景観計画・条例を定め, 地域特性に合わせた景観の保護に取り組んでいる。

景観形成の取組に関する調査(国土交通省, 2011)によると, 地方自治体は景観計画・条例の活用により, 景観阻害要素の抑制, 景観要素の保全, 魅力的な景観の創出など, 様々な効果があると評価している。景観法施行以降の景観条例の施行状況に関する研究(斎藤ら, 2011)や, 景観維持活動に対する行政の評価に関する研究(箕浦, 2014)など, 景観条例に関する研究は多数ある。しかし, 景観や景観条例の受益者である住民による条例評価の研究

\*東北大学大学院農学研究科博士前期課程

\*\*東北大学大学院農学研究科准教授

は見当たらない。住民は景観の受益者のみならず、供給者でもある。地域景観と住民の生活は密接に関わっており、建築物の色や屋敷林、看板など暮らしの中で目にする景観は地域の住民の活動によって構成されている。景観は建築物や土地所有者によって管理される私有財としての一面もあるが、景観の効用はそれを目にした人全てに与えられる。その意味で景観は公共財としての一面もある。公共財に関わる法則としてコモンズの悲劇がある。これは、多数者が利用できる公共財を乱獲することで財を枯渇させてしまう法則であるが、筆者らは景観でも類似した事例が起きると考える。個人が所有する景観資源を所有者の自由にまかせると、地域特性に合わない街並みとなることがある。公共財としての景観の価値が下がり、コモンズの悲劇のような状況を招く。景観の供給者であるという自発的な意識を持つ住民が増加することにより、地域特性に合った景観の創出につながると筆者らは考える。供給者として最初に想定されるのは所有者である。所有と景観維持に関する研究(西, 2008)や、景観における権利と義務についての研究(渡邊, 2009)など、所有者が維持・管理を担うべきかどうかという視点で研究は行われてきた。しかしながら、所有者の高齢化に伴い、屋敷林の維持が困難になったり(屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト, 2011)、所有者が不明な空家が増加し景観が悪化する(斎藤ら, 2006)などの問題が生じている。景観の維持・管理を所有者のみに任せるのには限界があると推定される。よって、筆者らは所有者のみに限らない供給者という存在が公共財としての景観の維持・管理に必要と考える。本稿では供給者を景観の所有者のみではなく、地域特性を考慮して景観維持活動を行っている住民と定義する。

以上より本研究では、景観条例の住民評価と住民の景観供給者としての意識・特徴を明らかにすることで、より良い景観の創出や維持管理に向けた知見を得ることを目的とする。具体的には、①住民は景観条例をどのように評価しているかを明らかにし、②供給者とそれ以外の住民の特徴と、景観条例に対する評価を比較し、③住民が感じる景観の具体的な問題点を特定し、②と同様に比較を行う。

## 2. 研究の概要

### 1) 研究対象地について

研究対象地域は長野県安曇野市とした。安曇野市は長野県の中信地方に位置し、松本市から車で20分、長野市から1時間程度の場所に位置する。東京からは電車・新幹線を利用し3時間ほどで到着することができる。松本盆地の梓川・犀川が合流する扇状地上に位置し、北アルプスの麓で、3000m級の山々の登山口がある。平地には水田・畑、山際には果樹園、扇状地にはわさび田が広がる、自然豊かな街である。小説やTVドラマの舞台として描かれることも多く、安曇野の観光ブームを後押しした。豊かな田園風景を求めて、年間300万人もの観光客が訪れる。特に大王わさび農場は代表的な観光スポットである。観光を通して安曇野に憧れを抱き、都市部から移住する人も多く、長野県全体では人口の減少が続いているのにも関わらず、安曇野市では微増傾向にある。安曇野市人口統計によると2017年

1月1日現在、面積は331.78㎢、総人口は98,099人、平均年齢は47.43歳で、総世帯数は38,859戸となっている。2005年に5町村(南安曇郡穂高町、豊科町、三郷村、堀金村、東筑摩郡明科町)が合併し、安曇野市となった。

安曇野市は1970年代後半の安曇野ブームと別荘地開発により移住者が増加し、無秩序な開発が行われ問題となった。旧町村では独自に景観に関するルールを定めており、合併後の2011年に景観条例が施行され、景観保全の取り組みを強く推進しているため、先行研究も多く存在し、本研究対象地に適している。

## 2) 安曇野市の景観に関する取り組み

旧穂高町では1970年代以降の住宅地増加に伴い、無秩序な開発が行われて問題となった。景観や営農環境を改善するために、1999年に穂高町まちづくり条例を策定した。住民の意見を取り入れ地域に合った合意形成が図られるような仕組みになっているが、法律に基づいていないため強制力がないという欠点があった。実際にこの条例を活用したのは穂高区と豊里地区のみであった。穂高区の計画の策定・実践の問題点について、継続した合意が図られていないと橋本ら(2003)が指摘している。また村山ら(2007)によるアンケート調査では、穂高区のまちづくり条例はすでにある程度の宅地化が進行した後であり、効果が表れていると肯定的に評価した人は19%、効果が表れていないと否定的に評価した人が52%であり、住民は条例の効果をあまり感じていないことを明らかにした。

一方、旧豊科町では1971年より都市計画法に基づいた区域区分を定めており、強い強制力をもつが、都市計画法の区域区分に規定された項目に限定され、行政主体のため住民参加の機会が少なかった(村山ら2007)。

長野県の景観条例が1992年に策定されたことを受けて、旧豊科町・旧穂高町にて1993年より景観形成住民団体(現在は景観育成住民協定)を結成する動きが広まった。景観形成住民協定は地域内で住民による景観保全活動を行う協定であり、独自のルールを定めることができる。現在、安曇野市内において25の協定が結ばれている。安曇野市内のすべての協定は屋外広告物に対する規制を盛り込んでいる。旧穂高町では区域区分指定がないため、建蔽率や容積率、建物のデザインの規制が含まれている。安曇野市の景観形成住民協定の役割については村山ら(2007)と土田(2009)が明らかにしている。

旧5町村では土地利用に関するルールが異なり、2011年に統合されたルールが策定された。第一次安曇野市総合計画に即して「安曇野市景観条例」(以下、景観条例)・「安曇野市の適切な土地利用に関する条例」(以下、土地利用条例)が2011年4月に施行となった。景観条例は景観法に基づき、建築物の造形や色彩、敷地内の緑化の割合などについて詳しく定めている。土地利用条例は市内全域に用途地域が設定し、地域ごとに建てられる建築物や、新しい宅地開発を制限した。

しかしながら、条例が制定された以後も住民からは悪化した景観についての意見がある(筆者聞き取り調査)。景観条例施行以前に既に悪化していた景観については条例の効力が

ないためであると考えられる。条例の規制は制定後の事案に対してのみ適用され、建築基準法3条2項<sup>3)</sup>により建築済み等の建築物には新たな規制を適用しない(=不遡及の原則)からである。

### 3) 調査方法

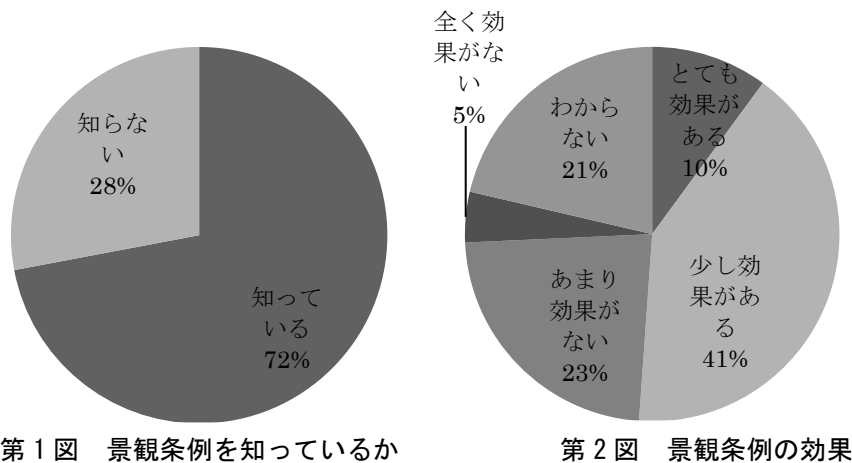
安曇野市内の旧5町村より旧2町の穂高町・豊科町を選定した。旧穂高町・豊科町は安曇野市内でも特に観光客の多い地域であり、現行の景観条例が施行される以前より住民協定により景観保全に力を入れてきた。しかし、人口増加・都市化が進み、景観の破壊が目につく地域でもある。選定しなかった旧明科町・旧堀金村・旧三郷村に関しては旧穂高町・旧豊科町に比べて都市開発が進んでおらず、景観の変化が見られないと予想したため除外した。旧2町の中の7地区を選定した。7地区はそれぞれ市街中心地・観光地・別荘地・新興住宅・田園地域・山麓地域・高速道路入口付近の地域である。居住する全世帯にアンケートを配布した。2016年11月22日から12月9日を調査期間とした。3153通配布し、721通回収した。回収率は22.8%、有効回答数は671であった。

## 3. 集計結果および分析

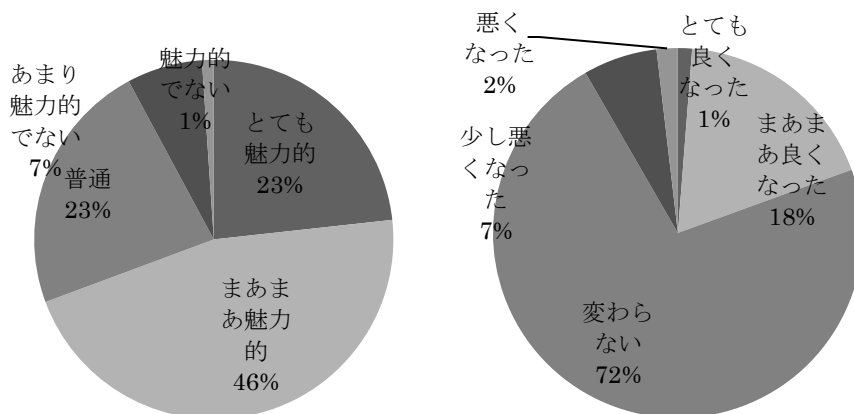
### 1) アンケート結果

アンケートの回答者は男性49%、女性35%、不明16%であった。平均年齢は56.4歳(安曇野市の平均年齢は47.4歳)であり、比較すると9歳高い。

景観条例は72%が知っている(第1図)。条例の効果について、51%の人が効果があると回答した(第2図)。現在の景観は魅力的(とても魅力的+まあまあ魅力的)と回答した人が69%であった(第3図)。景観条例施行前(5年前)からの変化では、変わらないの回答が72%と最多となった(第4図)。景観が良くなった(良くなった+まあまあ良くなった)と感じる人は19%であり、悪くなった(少し悪くなった+悪くなった)を選んだ回答者より多かった。景観条例に対する知名度は高く、住民の半数近くは条例は効果があると評価している。しかし、条例の施行前と比較して景観は変化がないと推察される。

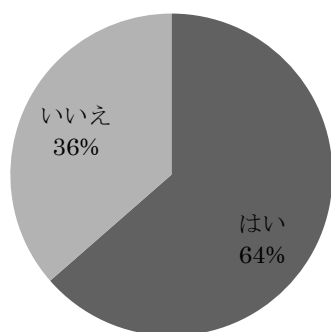


供給者としての意識に基づく景観条例の住民評価

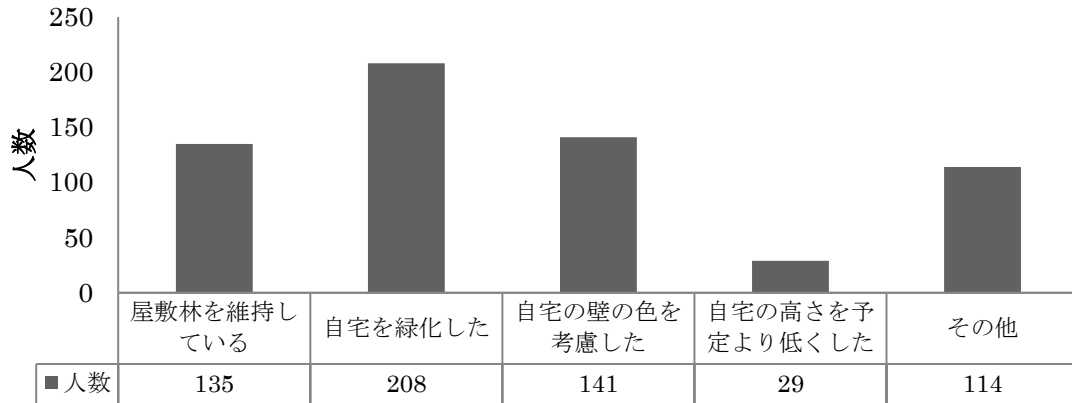


第3図 現在の景観はどのように感じるか 第4図 条例施行前と比べて景観は良くなったか

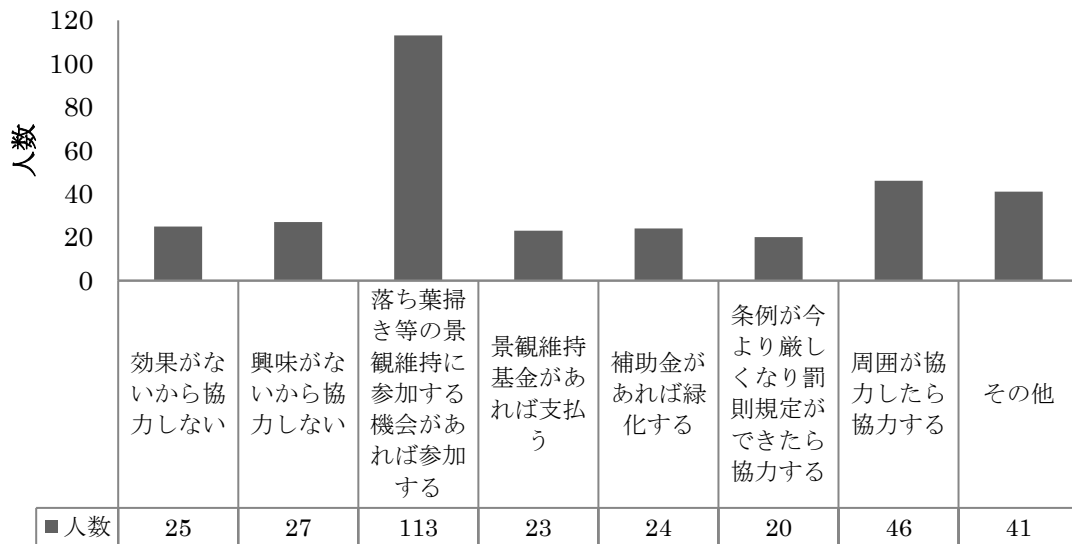
景観の供給者としての行動を明らかにするため、景観を維持する、もしくは良くするために協力したことがあるかどうか(以下、景観維持活動参加の有無)を質問した。景観維持活動に参加したことがある人(以下、景観維持活動参加者)は64%である(第5図)。行動の内訳は、自宅の緑化が最も多く、屋敷林を維持している人も多い(第6図)。持ち家で、庭を持っている人が多いためであると考えられる。建築する際に自宅の壁の色・高さを考慮した人も多く、安曇野市に移住したり改築の際に景観を考慮したことが推測される。その他は、自治会の清掃活動に参加したり、自宅の周辺の落ち葉掃き・草むしり、河川敷の清掃などを行っているという回答が確認された。景観維持活動に参加したことがない人(以下、景観維持活動未参加者)に、どうすれば協力するか質問したところ(第7図)、落ち葉掃き等の景観維持活動に参加する機会があれば参加するという人が特に多かった。協力しないと回答した人も一定数いるが、自発的に協力する、もしくは協力を要請されればする意志がある人が大半を占める。その他と回答した人は「忙しいから協力しない」等の否定的な回答が主であった。



第5図 景観を維持するために協力したことがある



第6図 実際に協力したことがある活動(複数回答可)



第7図 どうすれば協力するか(複数回答可)

## 2) 分析

景観条例の評価と住民の属性・意識等の関係を明らかにするため、各設問の回答を点数化し(第1表)回帰分析を行った(第2表)。説明変数の選択にはAICを比較する変数増加法を適用した。条例の評価を説明する好ましいモデルとして第1表の変数が選択された。結果より、居住年数が短い住民、別荘が少ない地域に居住する住民、地域のイベントによく参加する住民、安曇野市にとって景観は大切だと思う住民、土地利用条例を知っている住民、緑化規制を緩めてほしい住民ほど条例の効果を感じている傾向がある。居住年数が少なく安曇野の景観に憧れて移住してきた住民や、景観を大切だと思う住民、日ごろからイベントによく参加し、周囲の住民と交流している住民は、地元への愛着が増し、景観に対する関心が高まり、評価に差が現れている可能性が示唆される。土地利用条例を知っている住民、緑化規制を緩めてほしい住民は既に条例に対応した行動を取っており、その厳しさと効果をよく感じていると推察される。

供給者としての意識に基づく景観条例の住民評価

第1表 設問と回答

	平均	標準誤差	標準偏差	選択肢(点数)
景観条例の効果を感じるか	3.14	0.05	1.30	とても効果がある(5), 少し効果がある(4), わからない(3), あまり効果がない(2), まったく効果がない(1)
居住年数	5.02	0.05	1.29	1年未満(1), 1~5年(2), 5~10年(3), 10~20年(4), 20~30年(5), 30年以上(6)
居住地域	0.26	0.02	0.44	別荘地(1), その他(2)
地域のイベントによく参加するか	2.74	0.04	0.94	よく参加する(4), 少し参加する(3), あまり参加しない(2), まったく参加しない(1)
安曇野市にとって景観は大切か	4.90	0.01	0.34	とても大切(5), 少し大切(4), どちらでもない(3), あまり大切ではない(2), 大切ではない(1)
土地利用条例を知っているか	0.59	0.02	0.49	知っている(1), 知らない(0)
緑化規制を厳しくすべき	2.37	0.02	0.51	厳しくすべき(3), そのままでよい(2), 緩めるべき(1)

第2表 回帰分析の結果

	係数	t 値	
居住年数	-0.063	-1.871	.
居住地域	-0.271	-2.823	**
地域のイベントによく参加する	0.119	2.578	*
安曇野市にとって景観は大切か	0.216	1.745	.
土地利用条例を知っているか	0.510	5.914	***
緑化規制を厳しくすべき	-0.247	-2.948	**

. p<0.1    \*\*p<0.05    \*\*\*p<0.01    n=605    修正済み決定係数 0.09596

次に、景観維持活動参加の有無に着目して分析を行った。住民を ①景観の維持・管理をしたことがある（第5図で「はい」と答えた景観維持活動参加者）、②景観の維持・管理はしたことはないが機会があれば参加意志がある（第7図で「落ち葉掃き等の景観維持活動に参加する機会があれば参加する」、「景観維持基金があれば支払う」、「補助金があれば緑化する」と答えた景観維持活動未参加者）、③景観の維持・管理を自発的にする意志がない・強い要請がないと行動する意思がない（第7図で「効果がないから参加しない」、「興味がないから参加しない」、「条例がより厳しくなり罰則ができれば協力する」、「周囲が協力したら協力する」、「その他」と答えた景観維持活動未参加者）の3グループに分類した（第3表）。

グループ②と③のどちらにも回答していた場合、参加意欲があると判断しグループ②に分類した。「景観条例の効果を感じるかどうか」の回答の点数付けは第1表と同様である。グループ①は平均値が3.39であり、他の2グループと比較して高い値である。グループ③は平均値が2.99と低い値となっている。グループ①は既に景観の供給者であり、景観条例の効果をもっと感じている傾向にある。景観の供給者となることに否定的であるグループ③は条例の効果と比較的に感じていない傾向にある。「景観条例の効果を感じるかどうか」の設定で分散分析(一元配置)を行った結果、有意に差があることが明らかになった(第4表)。

第3表 グループごとの平均・分散

グループ	標本数	合計	平均	分散
①	421	1428	3.394	1.200
②	102	332	3.256	0.884
③	100	299	2.990	1.020

第4表 分散分析の結果

変動要因	変動	自由度	分散	観測された分散比	p-値	F 境界値
グループ間	13.468	2	6.734	6.015	0.003	3.01
グループ内	694.187	620	1.12			
合計	707.656	622				

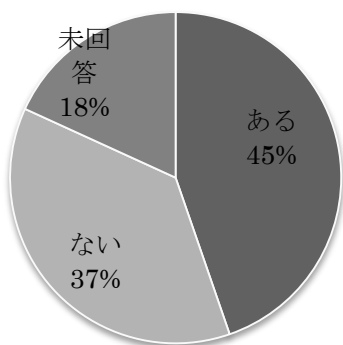
次に具体的な景観の問題点について分析を行う。安曇野市内の景観に問題があるかどうか、ある場合は記述回答で問題点を回答してもらった。具体的な問題点について、テキスト解析をKH-coderにより実施した。景観に問題があると回答した人は45%で、ないと回答した人より多い(第8図)。景観維持活動参加の有無と割合についてクロス集計を行ったところ、景観維持活動参加者は景観に問題があると答える割合が高い(第9図)。景観の問題に対する記述回答は262件で、全回答中に5回以上出現する単語について共起ネットワークで示した(第10図)。共起ネットワークは一人の回答中で、ある単語が使われるときに同時に出現する傾向の高い単語を結んだ図である。この結果より7つの共通したイメージのコードに分類した。この際、「景観」「良い」「観光」といった問題点としてコードに分類できない単語に関しては省いた。7つのコードは「屋外広告物」「太陽光発電」「松枯れ」「田園山林荒廃・廃屋」「電線・電柱」「道路整備」「開発」とした。

景観維持活動参加の有無とコードの割合についてクロス集計を行った。景観維持活動参加者は180件、未参加者は70件の記述回答が得られた。コードの出現割合はほぼ同様の傾向であり、7つの景観の問題点が占める割合は住民内でほぼ同じ結果となった(第11図)。しかし「田園山林荒廃・廃屋」は景観維持活動参加者ほど多く回答しており、「開発」につい

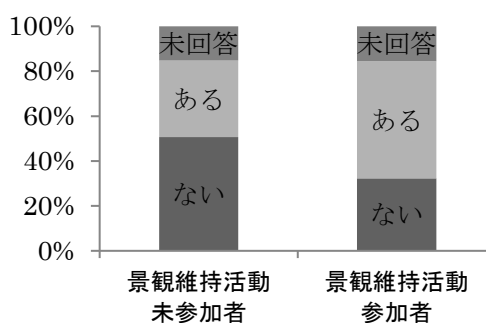


供給者としての意識に基づく景観条例の住民評価

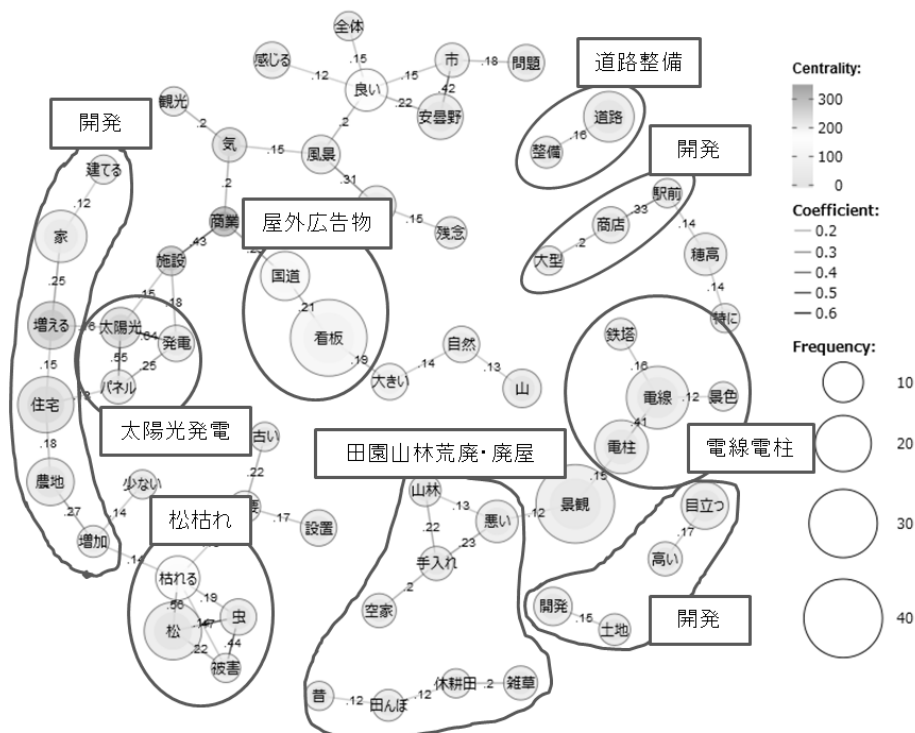
では景観維持活動未参加者が比較的多く回答している。景観維持活動参加の有無で回答の差をより明確にするため対応分析を行った(第12図)。対応分析はクロス集計の行の要素と列の要素を用いて、それらの相関関係が最大になるように数量化して行と列の要素を散布図に示すものである。対応分析はグラフの原点(0, 0)付近に特徴のないコードが集まり、原点から離れているほど特徴的なコードが集まる。景観維持活動参加者のほうにコードが集まることわかる。特に「太陽光発電」「松枯れ」については最近の話題であり、景観維持活動参加者ほど回答している傾向があるため、最近の話題に敏感になっていると考えられる。しかし、回答した人数の差によってこのような傾向が現れていることも否定できない。



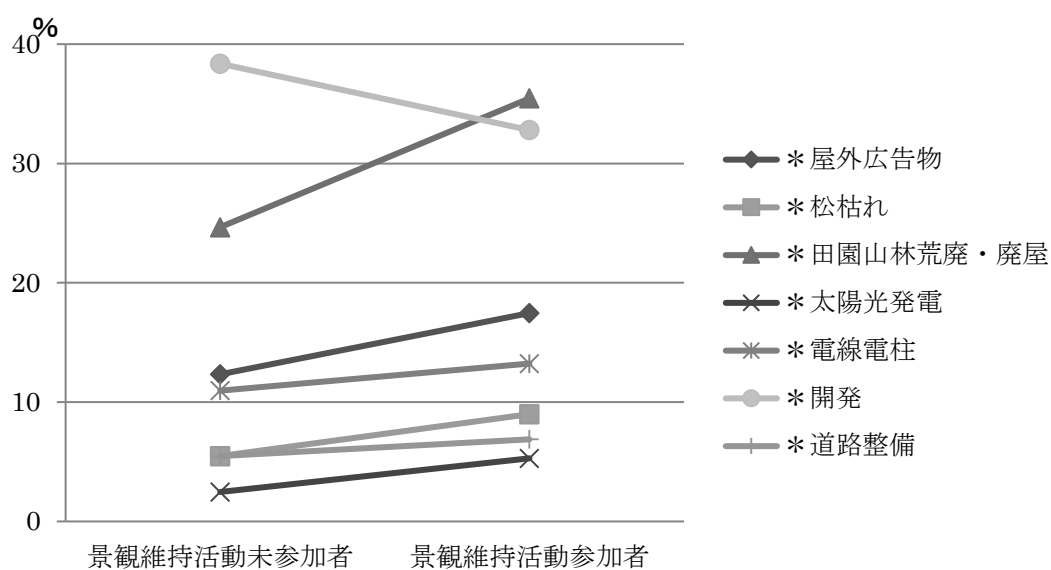
第8図 市内の景観に問題があるかどうか



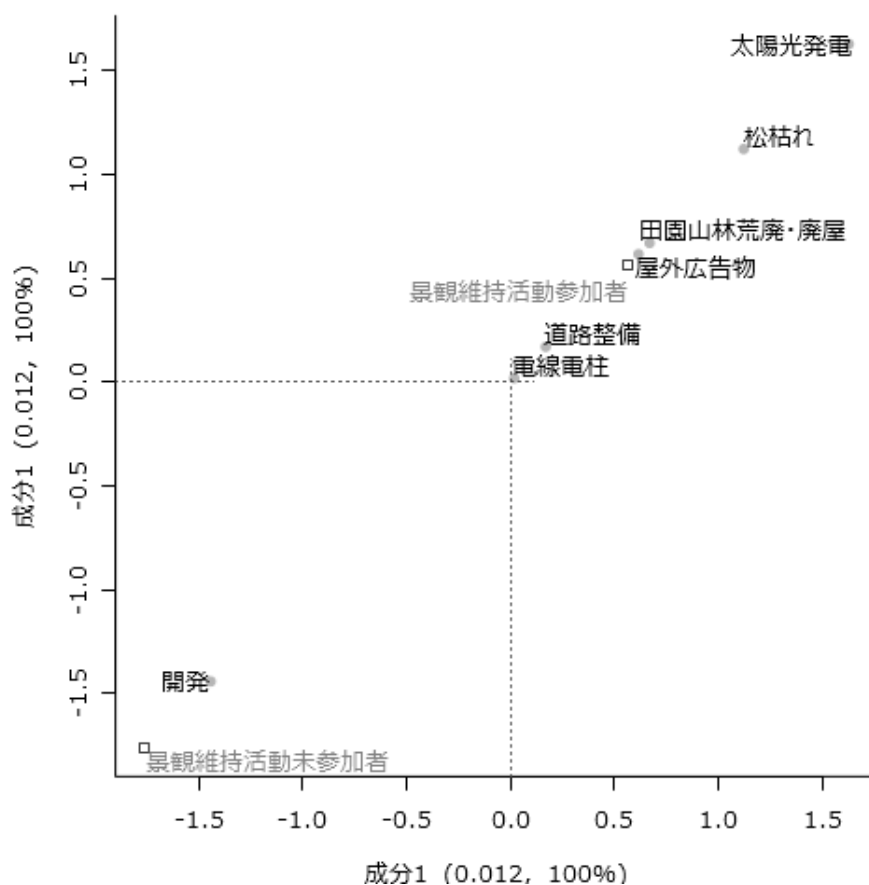
第9図 景観維持活動参加有無と問題点



第10図 抽出された問題点とコード分類



第 11 図 コードの出現割合



第 12 図 景観維持活動参加有無とコードの対応分析

#### 4. 考察

本稿では、住民による景観条例の評価を実施した。住民の51%は景観条例による効果を感じている。一方、景観の変化について、条例施行前と比べて景観は変わらないと回答した住民が多い。景観条例では条例施行以前の建築物には強制力はなく、既に悪化していた景観に対して効果がないためであると推察される。条例は規制によって景観の悪化を食い止めているが、景観を改善するには至っていないことが示唆される。次に、供給者と定義した景観維持活動参加者は64%存在することが明らかになった。また景観維持活動に参加したことがある人ほど景観条例に対して良い評価をしていることが明らかになった。景観に対する意識から施策についての興味を持ち、良い評価をしたと考えられる。現在は供給者ではないが、機会があれば景観維持活動に参加する意欲のある住民は(グループ②)は50%存在している。景観維持活動に参加意欲のある人が、実際に活動に参加し供給者となっていく機会となる、地域の景観に関わるイベントを開催することが求められる。最後に、住民が感じる景観の具体的な問題点を明らかにするため、テキスト分析より問題点を7つ抽出した。この7つのコードから改善することを住民は求めている。本稿では供給者のことを単なる景観の所有者ではなく、地域特性を考慮して景観維持活動を行っている住民と定義したが、供給者だけの努力では改善が難しい点もある。例えば屋外広告物については私有財としての側面を完全に排除することが困難であり、景観を破壊する屋外広告物の排除を求めると条例施行以前からのものは所有者の協力なしには排除できない。また電線地中化を多くの住民が求めているが、その実行には膨大なコストがかかる。法的・コスト的な問題が多く、行政・企業・所有者との合意形成・協力が必要となる。合意形成の場づくりや、所有者の景観への理解を深め供給者としての意識を持ってもらうための機会を作ることが次の課題となる。

今後、地域特性に合った景観を維持するためには供給者を増やすことが重要となる。高齢化が問題になる中で、手入れが困難になっている屋敷林の管理や落ち葉掃きをこれまで景観維持に関わったことがない住民にも協力してもらうなど、機会の創出はそれほど困難ではない。景観の供給者となった住民は景観に対して意識を持ち、今後も景観供給の担い手として活躍していくことが予想される。住民の潜在的な景観意識を高めることが、景観の供給者であるという意識を持つ住民を増加させる手段となると期待される。

注 1)都市が発展し、無秩序に郊外を市街地化してしまう現象

2)地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

平成八年六月二六日法律第一〇七号第一編 総則第二編 普通地方公共団体

第二条

1 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

3 前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるときは、この限りでない。

十八 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。

3) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

参考文献

藤居良夫・渥美浩和(2008)「地方都市縁辺部における都市開発と農地転用の動向」『農業農村工学会論文集』第253巻, 61-70頁。

橋本禪・佐藤洋平(2003)「計画組織の編成方法が内包する計画過程の諸問題—長野県穂高町穂高区を事例として—」『農村計画学会誌』第5集, 145-150頁。

伊藤修一郎(2006)「景観条例の展開と景観法の活用」『ジュリスト』第1314号, 15-20頁。

北村喜宣(2006)「景観法と条例」『ジュリスト』第1314号, 29-37頁

箕浦一哉(2014)「道路景観保全活動における市民の協働が地方自治体職員の認識と行動に与える効果—「八ヶ岳南麓風景街道の会」を事例に—」『土木学会論文集G』第70巻第6号, 267-278頁。

村山研一・渡邊勉編(2007)『安曇野市の景観形成活動と景観の価値』信州大学人文学部社会学研究室

西朋子(2008)「安曇野市民の所有と景観維持—公共性との関連を通して—」『地域ブランド研究』第4巻, 123-144頁。

小田切徳美(2014)「「田園回帰」の意味」『町村週報』, 第2884号, 1頁

齋藤晋佑・今村洋一・岡崎篤行(2011)「景観法に基づく景観重要建造物の全国的運用実態と課題」『日本建築学会報告集』第17巻第35号, 345-348頁。

齊藤徹・小室晴陽(2006)「江別市大麻地区における福祉環境・景観シミュレーション手法に関する研究」『北方圏生活福祉研究所年報』第12巻, 47-55頁。

高崎経済大学地域政策研究センター編(2014)『景観法と地域政策を考える』勁草書房

土田恵理(2008)「農村景観保全施策における住民協定の役割—長野県安曇野市を事例として—」『東京大学大学院新領域創成科学研究科 修士論文』

屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト(2011)『活動報告 安曇野の屋敷林 その歴史的ま

ちなみを訪ねて』安曇野市役所観光交流促進課ブランド推進担当

渡邊勉(2009)「景観問題における他者 景観をめぐる権利と義務」『関西学院大学先端社会  
研究所紀要』第1巻, 13-17頁.

渡邊勉(2009)「景観問題からみる理論と実証」『社会学年報』第38巻, 17-29頁.

安曇野市ホームページ (<https://www.city.azumino.nagano.jp/> , 2017年9月28日確認)

安曇野市景観条例 (<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/36/10893.html> , 20  
17年9月28日確認)

安曇野市の適正な土地利用に関する条例 (<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/35/1261.html> , 2017年9月28日確認)

農林水産省 (<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/newblaw/panf.html> , 2017年9月  
28日確認)

景観法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16H0110.html> , 2017年9月28日確認)

国土交通省(2011) 景観形成の取組に関する調査 (<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanhoukatuyouikou.html> , 2017年9月28日確認)